

参 考 資 料

広島市うつ病・自殺対策推進計画及び中間見直しの策定経過

時期	うつ病・自殺予防対策推進協議会及び部会		市議会への報告	市民への公表等
18年(2006年) 6月			うつ病・自殺予防対策推進計画の策定の検討	
10月	第1回	うつ病・自殺予防の課題と今後の展望について		
12月	第2回	関係機関の活動状況について		
19年(2007年) 3月	第3回	課題の抽出にかかる基本的整理について 市民アンケートについて		
5月	第4回	具体的課題と基本施策の検討について うつ病・自殺予防対策基本計画の構成(案)について 部会の運営について		
6月	第1部会 (第1回)	医療・労働問題における自殺対策について		市民アンケート実施
	第2部会 (第1回)	社会問題関係におけるうつ病・自殺予防対策について		
7月	第1部会 (第2回)	医療・労働問題における自殺対策について		
	第2部会 (第2回)	社会問題関係における連携体制の整備について		
8月	第5回	部会の審議報告と提案について 市民アンケートの調査結果について		
9月	第6回	広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について		シンポジウム開催
	第7回	広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について		
11月	第8回	広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について	アンケート調査 結果報告	アンケート調査 結果公表
12月	第9回	広島市うつ病・自殺対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について 市民意見の募集について		
20年(2008年) 2月	(広島市うつ病・自殺対策推進計画(中間とりまとめ)策定)		中間とりまとめ 報告	
3月	第10回	市民意見への対応の審議 広島市うつ病・自殺対策推進計画(案)について		中間とりまとめ 公表・市民意見 募集(1日～15日)
6月	広島市うつ病・自殺対策推進計画策定・公表			

計画策定後のうつ病・自殺対策推進連絡調整会議

時期	うつ病・自殺予防対策推進協議会及び部会	市議会への報告	市民への公表等
20年(2008年) 11月	第1回 うつ病・自殺対策推進計画にかかる事業・取組の実施状況について 「自殺対策シンポジウムひろしま 2008」の開催結果について		会議録（要旨） 公表
21年(2009年) 8月	第1回 会長及び副会長の選出について 自殺の現状等について 各団体等における自殺対策に関する取組状況について 今後の事業展開について 今年度の事業実施状況について		会議録（要旨） 公表
22年(2010年) 1月	第2回 平成22年度実施予定事業について 広島市うつ病・自殺対策推進計画計上事業の検討状況等について		会議録（要旨） 公表
12月	第1回 平成22年度うつ病・自殺対策の取組状況について うつ病・自殺対策における対象の重点化について 自殺予防センター（仮称）について		会議録（要旨） 公表
24年(2012年) 3月	第1回 全国及び広島市における自殺の現状について うつ病・自殺対策の取組状況について ア 広島市における取組（平成23年度取組状況及び平成24年度実施予定） イ 各団体等における取組		会議録（要旨） 公表
25年(2013年) 3月	第1回 会長及び副会長の選出について 全国及び広島市における自殺の現状について うつ病・自殺対策の取組状況について ア 広島市における取組（平成24年度取組状況及び平成25年度実施予定） イ 各団体等における取組		会議録（要旨） 公表
25年(2013年) 7月	第1回 広島市うつ病・自殺対策推進計画の中間見直しについて 広島市における平成25年度うつ病・自殺対策事業の取組について		会議録（要旨） 公表
11月	第2回 広島市うつ病・自殺対策推進計画の中間見直しについて 各団体等における平成25年度うつ病・自殺対策事業の取組について		会議録（要旨） 公表
26年(2014年) 11月		中間見直し案 報告	

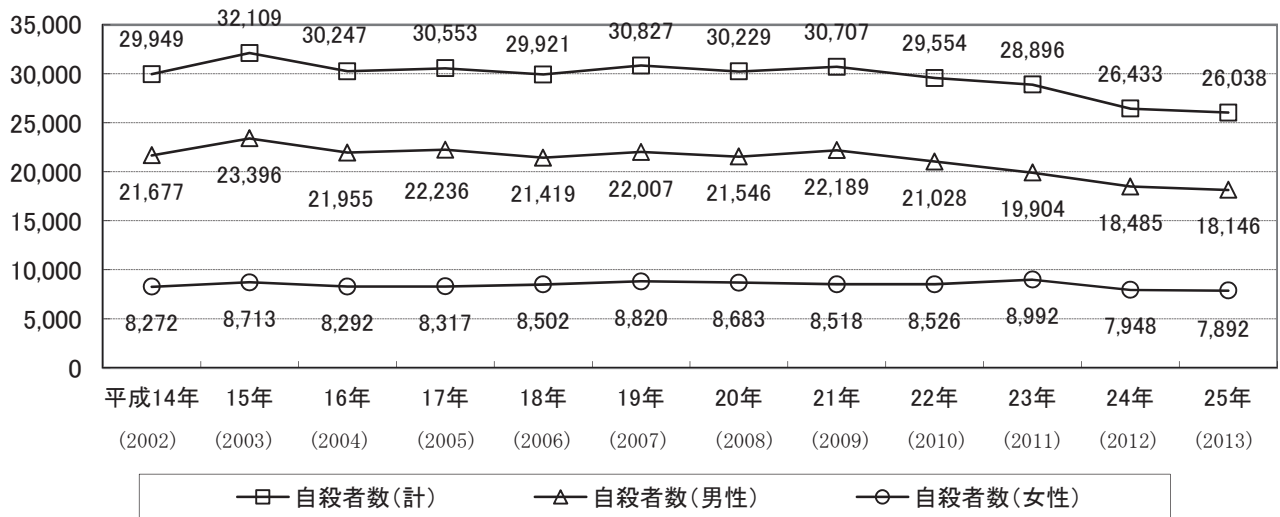
注 第1部会は、医療・労働問題関係、第2部会は、労働問題を除く社会問題関係を審議。
平成21年4月1日「うつ病・自殺予防対策推進協議会」から「うつ病・自殺対策推進協議会」へ名称変更。
平成25年4月1日「うつ病・自殺対策推進協議会」から「うつ病・自殺対策推進連絡調整会議」へ名称変更。

自殺者数等の推移

1 全国の自殺者数の推移

単位 人

出典 人口動態統計（厚生労働省）

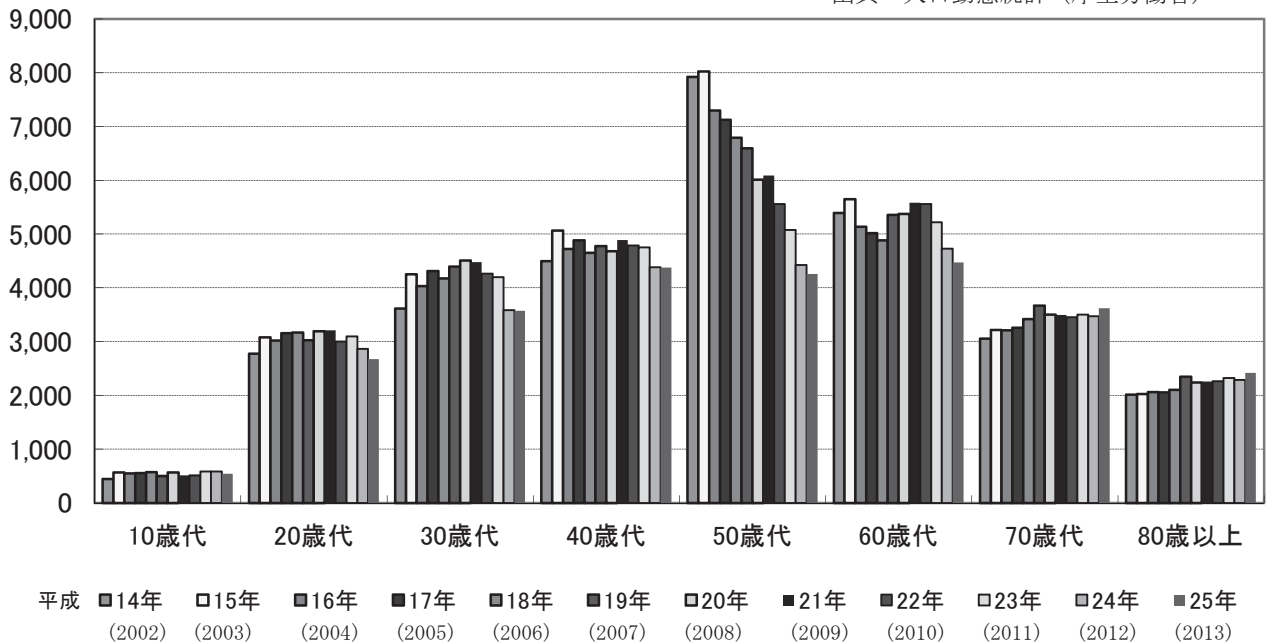


2 全国と広島市の年代別自殺者数の推移

(1) 全国の年代別の自殺者数の推移

単位 人

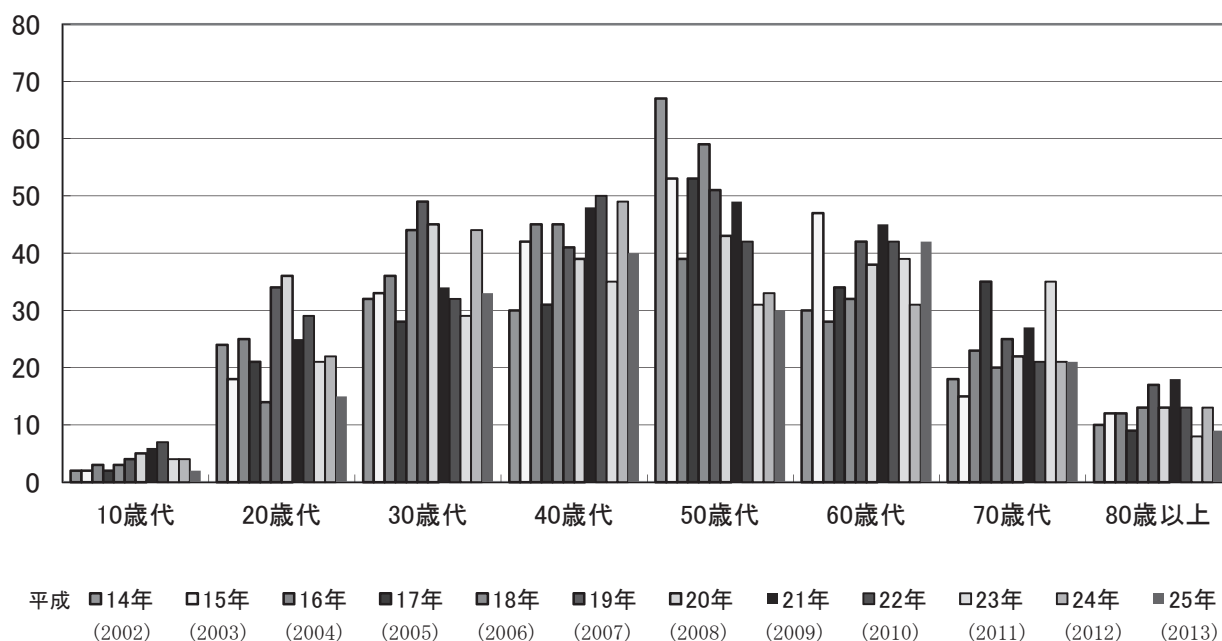
出典 人口動態統計（厚生労働省）



(2) 広島市の年代別の自殺者数の推移

単位 人

出典 人口動態統計（厚生労働省）

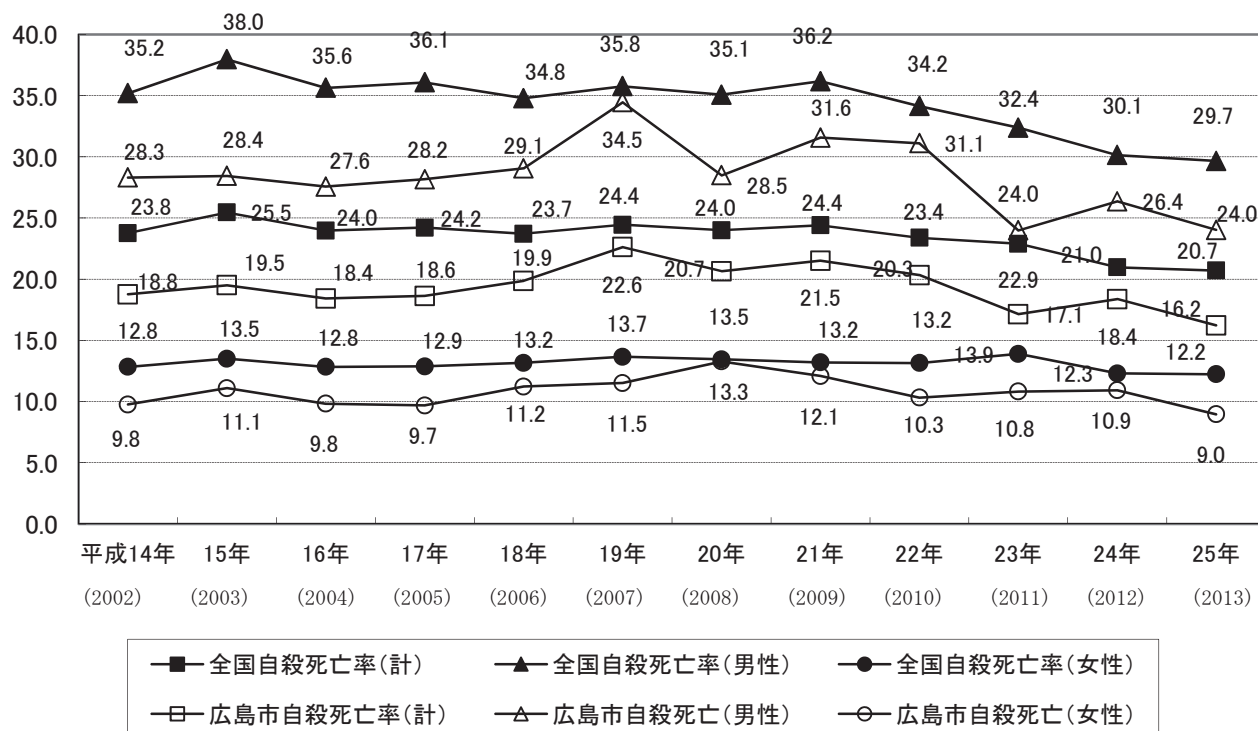


出典 人口動態統計（厚生労働省）（単位：人）

区分	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代 ～	計
平成 14 年	2	24	32	30	67	30	18	10	213
平成 15 年	2	18	33	42	53	47	15	12	222
平成 16 年	3	25	36	45	39	28	23	12	211
平成 17 年	2	21	28	31	53	34	35	9	213
平成 18 年	3	14	44	45	59	32	20	13	230
平成 19 年	4	34	49	41	51	42	25	17	263
平成 20 年	5	36	45	39	43	38	22	13	241
平成 21 年	6	25	34	48	49	45	27	18	252
平成 22 年	7	29	32	50	42	42	21	13	236
平成 23 年	4	21	29	35	31	39	35	8	202
平成 24 年	4	22	44	49	33	31	21	13	217
平成 25 年	2	15	33	40	30	42	21	9	192

3 全国と広島市の自殺死亡率の推移

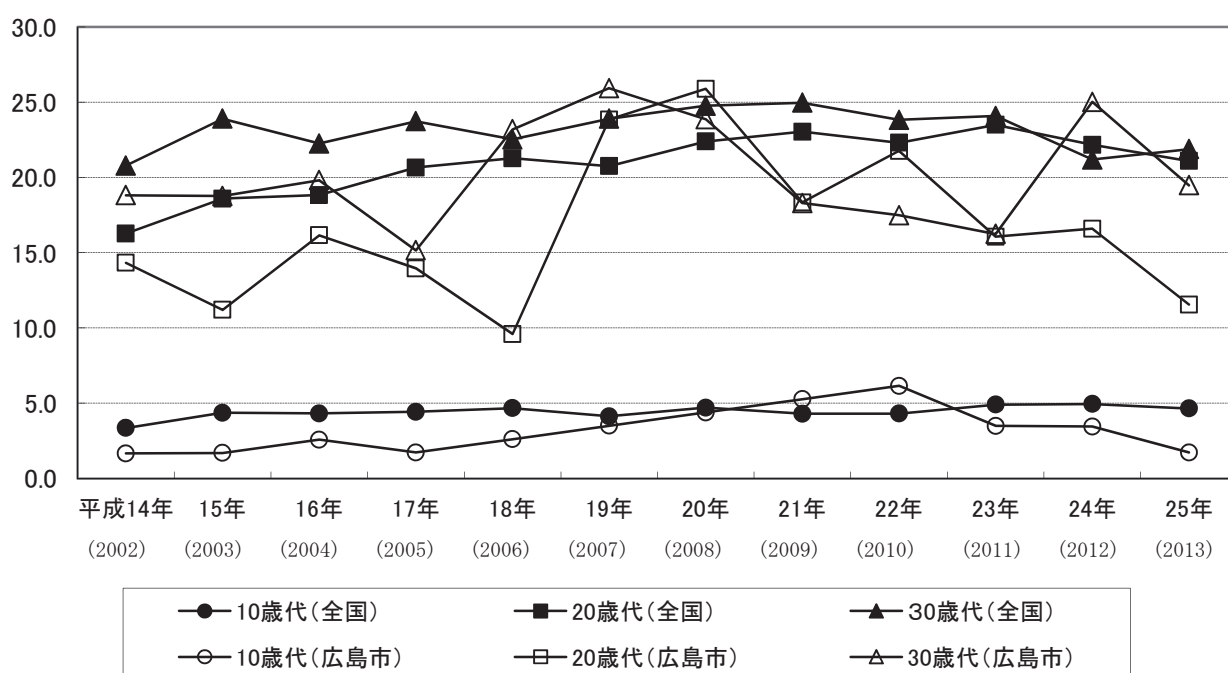
出典 人口動態統計（厚生労働省）



4 全国と広島市の年代別自殺死亡率の推移

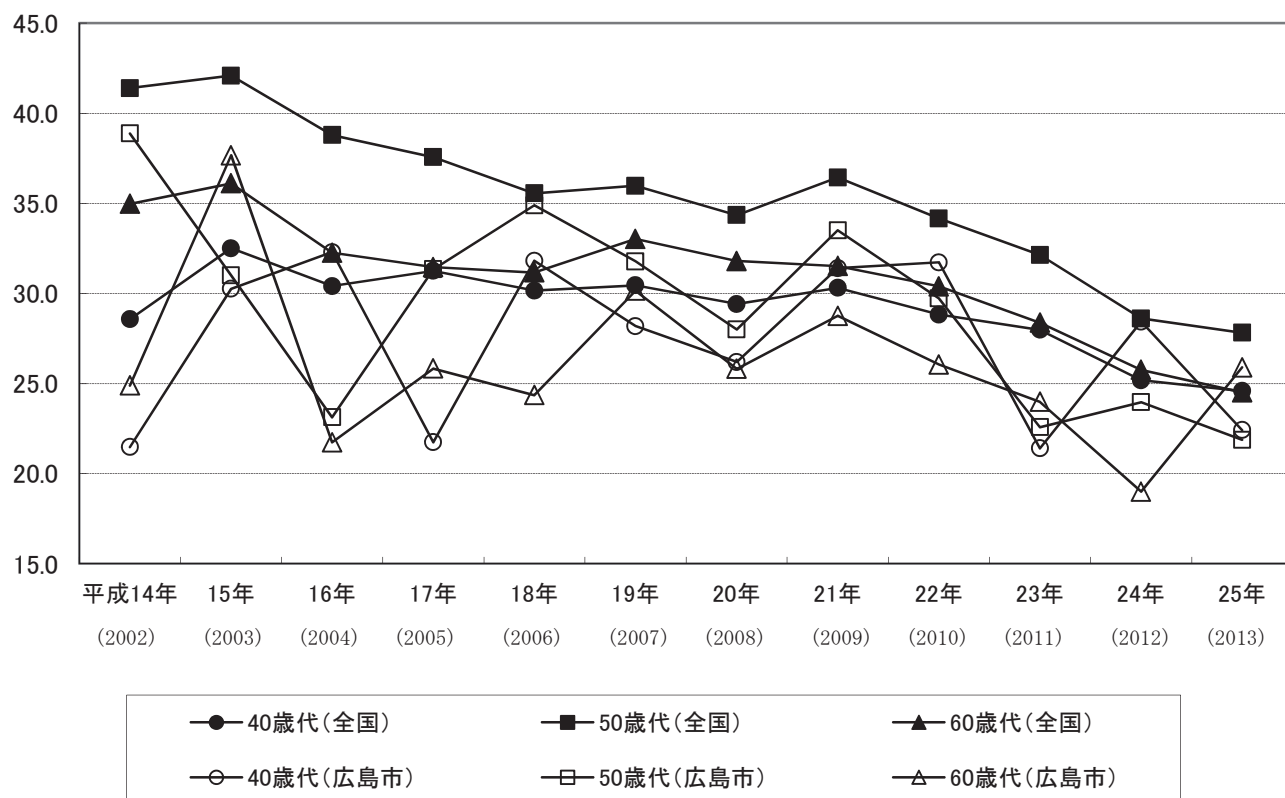
(1) 10歳代～30歳代

出典 人口動態統計（厚生労働省）



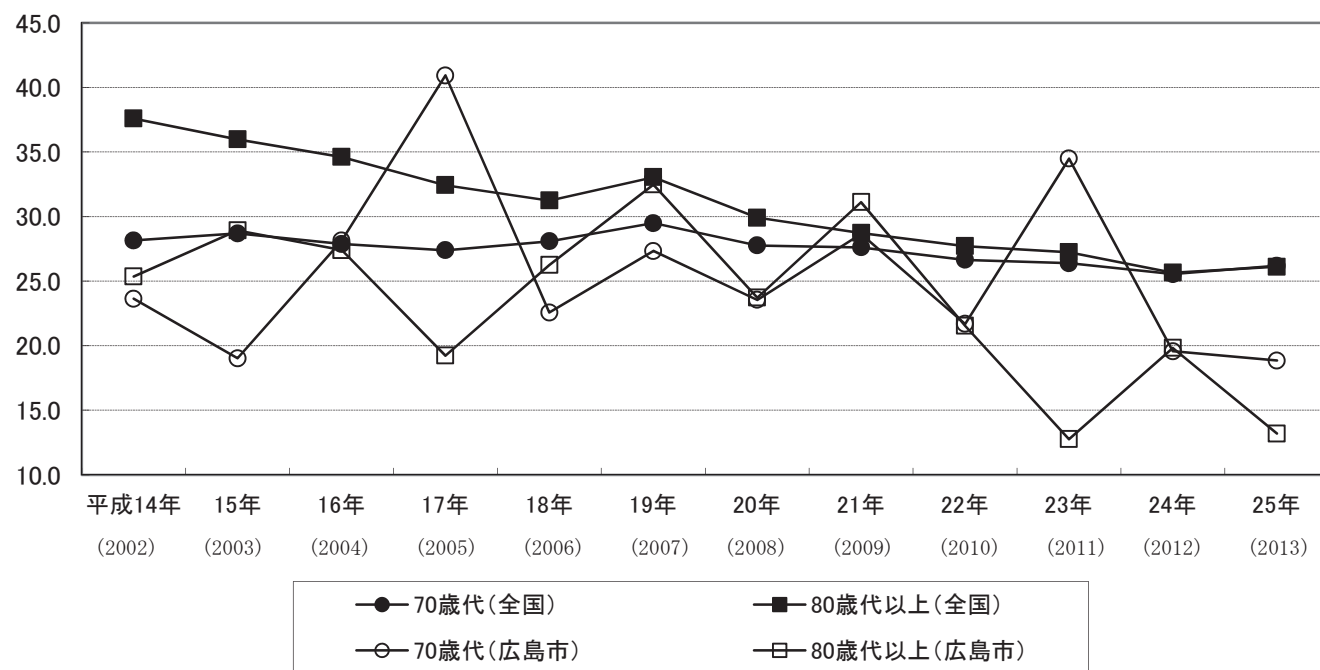
(2) 40 歳代～60 歳代

出典 人口動態統計（厚生労働省）



(3) 70 歳代～80 歳代以上

出典 人口動態統計（厚生労働省）



(4) 広島市の年代別の自殺死亡率の推移

出典 人口動態統計（厚生労働省）

区分	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代 ～	計
平成 14 年	1.7	14.3	18.8	21.5	38.9	24.9	23.6	25.4	18.8
平成 15 年	1.7	11.2	18.8	30.3	31.0	37.7	19.0	28.9	19.5
平成 16 年	2.6	16.2	19.8	32.3	23.1	21.7	28.1	27.4	18.4
平成 17 年	1.7	14.0	15.2	21.7	31.3	25.8	40.9	19.2	18.6
平成 18 年	2.6	9.6	23.2	31.8	34.9	24.4	22.6	26.2	19.9
平成 19 年	3.5	23.8	25.9	28.2	31.8	30.1	27.3	32.5	22.6
平成 20 年	4.4	25.9	23.9	26.2	28.0	25.8	23.5	23.7	20.7
平成 21 年	5.3	18.3	18.3	31.4	33.5	28.8	28.7	31.1	21.5
平成 22 年	6.2	21.8	17.5	31.7	29.7	26.0	21.7	21.5	20.3
平成 23 年	3.5	16.1	16.2	21.4	22.6	24.0	34.5	12.7	17.1
平成 24 年	3.5	16.6	25.0	28.4	24.0	19.0	19.6	19.8	18.4
平成 25 年	1.7	11.6	19.5	22.4	21.9	25.9	18.8	13.2	16.2

5 全国における自殺の原因・動機（平成 22 年（2010 年）～平成 25 年（2013 年））

(1) 7 項目分類

- ・ 自殺の原因・動機としては、毎年「健康問題」（身体の病気、うつ病等）が最も高く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」などが高くなっており、その順位は自殺死亡率の急上昇以前から直近まで入れ替わっていない。
- ・ ここ数年の自殺死亡率の推移をみると、「健康問題」は低下傾向にあるが、平成25年は増加した。また、「経済・生活問題」は平成22年以降、3年連続して低下し、「家庭問題」、「勤務問題」は平成24年、平成25年と2年連続して低下している。

出典 自殺統計（警察庁）（単位：人）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
①健康問題 15,802	①健康問題 14,621	①健康問題 13,629	①健康問題 13,680
②経済・生活問題 7,438	②経済・生活問題 6,406	②経済・生活問題 5,219	②経済・生活問題 4,636
③家庭問題 4,497	③家庭問題 4,547	③家庭問題 4,089	③家庭問題 3,930
④勤務問題 2,590	④勤務問題 2,689	④勤務問題 2,472	④勤務問題 2,323
⑤男女問題 1,103	⑤男女問題 1,103	⑤男女問題 1,035	⑤男女問題 912
⑥学校問題 371	⑥学校問題 429	⑥学校問題 417	⑥学校問題 375
・その他 1,533	・その他 1,621	・その他 1,535	・その他 1,462

※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を、自殺者一人につき3つまで計上可としている。

(2) 52項目分類

- ・ 自殺の原因・動機について詳細な分類でみると、毎年「うつ病」が最も多くなっている。
- ・ 「うつ病」以外では、毎年「身体の病気」、「生活苦」や「統合失調症」が上位に入っている。

出典 自殺統計（警察庁）（単位：人）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
①うつ病 7,020	①うつ病 6,513	①うつ病 5,904	①うつ病 5,832
②身体の病気 5,075	②身体の病気 4,659	②身体の病気 4,501	②身体の病気 4,463
③生活苦 1,649	③生活苦 1,525	③生活苦 1,321	③その他の精神疾患 1,321
④統合失調症 1,395	④統合失調症 1,313	④その他の精神疾患 1,244	④生活苦 1,277
⑤多重債務 1,306	⑤その他の精神疾患 1,207	⑤統合失調症 1,150	⑤統合失調症 1,265
⑥その他負債 1,287	⑥夫婦関係の不和 1,195	⑥夫婦関係の不和 1,068	⑥夫婦関係の不和 1,002

(3) 年代別の自殺の原因・動機（52項目分類）（平成25年（2013年））

- ・ 全ての年代において、「うつ病」が自殺の原因・動機の上位となっている。
- ・ 各年代に占める自殺の原因・動機の割合をみると、60歳代においては「健康問題」が56.4%を占め、70歳代では68.3%、80歳以上では72.6%とさらに大きな割合を占めており、「家庭問題」や「経済・生活問題」を大きく上回っている。（「自殺対策白書」から）
- ・ 20歳代においては、様々な原因・動機で構成されている。

出典 自殺統計（警察庁）（単位：人）

～19歳 (505)	20歳代 (2,893)	30歳代 (3,904)	40歳代 (4,823)	50歳代 (4,771)	60歳代 (4,599)	70歳代 (3,490)	80歳代～ (2,326)
①進路 43	①うつ病 494	①うつ病 890	①うつ病 1,081	①うつ病 1,058	①身体の病気 1,105	①身体の病気 1,279	①身体の病気 1,036
②うつ病 42	②その他精神疾患 206	②統合失調症 319	②統合失調症 311	②身体の病気 543	②うつ病 1,088	②うつ病 787	②うつ病 392
③学業不振 39	③統合失調症 162	③その他精神疾患 227	③身体の病気 300	③生活苦 341	③生活苦 301	③その他精神疾患 161	③その他精神疾患 111
④その他精神疾患 32	④仕事疲れ 132	④夫婦不和 216	④夫婦不和 290	④その他負債 240	④その他精神疾患 214	④生活苦 121	④家族の死亡 96
⑤学友不和 28	⑤職場の人間関係 130	⑤生活苦 140	⑤生活苦 277	⑤多重債務 208	⑤事業不振 191	⑤家族の死亡 115	⑤孤独感 94
⑤失恋 28	⑥失恋 125	⑥職場の人間関係 139	⑥その他精神疾患 210	⑥統合失調症 197	⑥その他負債 158	⑥家族の将来悲観 92	⑥その他健康問題 74
⑦親子不和 27	⑦交際をめぐ る悩み105	⑥仕事疲れ 139	⑦その他負債 206	⑦事業不振 185	⑦統合失調症 151	⑦夫婦不和 87	⑦家族の将来悲観 68

※()書きは、年代別の総数

6 本市の自立支援医療の認定者でのうつ病等気分障害者の推移

区分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
認定者総数 ①	18,054 人	19,374 人	21,058 人	22,395 人
①のうち うつ病等気分障害 ②	7,563 人	8,098 人	8,684 人	9,136 人
自立支援医療認定者での割合 (②/①)	41.9%	41.8%	41.2%	40.8%

広島市こころの健康に関するアンケート調査結果

1 調査の概要

(1) 調査目的

市民のこころの健康に関する実態や意識を調査し、本市における総合的な自殺予防対策を推進するための基礎資料とすることを目的として実施した。

(2) 調査の方法

- ① 調査地域 広島市全域
- ② 調査対象 住民基本台帳及び外国人登録原票から、20 歳以上の男女を無作為に抽出
- ③ 調査数 3,000 人
- ④ 実施方法 郵送法による
- ⑤ 調査期間 平成 19 年（2007 年）6 月 4 日～6 月 15 日

(3) 調査の項目

- こころの健康状態について
- うつ病に対する認識について
- 専門的な医療機関や相談機関の認知度について
- 自殺予防対策にかかる意識や要望について 等

(4) 回収結果

有効回収数 1,636 件（有効回収率 54.5%）

2 「こころの健康に関するアンケート調査」の集計結果

注 1 集計は小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。

注 2 2 つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合がある。

問 1 あなたの居住区はどこですか。

（回答総数：1,636）

区分	回答数（人）	構成比（%）
中区	176	10.8
東区	164	10.0
南区	183	11.2
西区	257	15.7
安佐南区	305	18.6
安佐北区	235	14.4
安芸区	110	6.7
佐伯区	194	11.9
無回答	12	0.7

問 2 あなたのお住まいの地域の様子は下のどれに最も近いと思いますか。（回答総数：1,636）

区分	回答数（人）	構成比（%）
都心部（商店街、オフィス）	116	7.1
住宅と商店や工場等が混在する地域	283	17.3
古くからの住宅地	631	38.6
団地などの新興住宅地	436	26.7
農業集落	75	4.6
その他	26	1.6
無回答	69	4.2

問3 昨年10月に、社会全体で取り組むべき課題として自殺対策基本法が施行されました。あなたは、この法律をご存知ですか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
よく知っている	20	1.2
知っている	189	11.6
聞いたことはあるがよく知らない	568	34.7
知らない	842	51.5
無回答	17	1.0

問4 あなたは、自殺予防対策に関心がありますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
とても関心がある	103	6.3
関心がある	741	45.3
あまり関心がない	587	35.9
関心がない	183	11.2
無回答	22	1.3

問5 あなたの現在の健康状態はいかがですか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
健康である	524	32.0
まあまあ健康である	879	53.7
健康でない	185	11.3
よくわからない	36	2.2
無回答	12	0.7

問6 抑うつ度の状況について (回答総数：1,233)

区分	回答数(人)	構成比(%)
正常	821	66.6
軽いうつ状態	182	14.8
中程度のうつ状態	94	7.6
重症のうつ状態	136	11.0

問7 あなたの性別は。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
男性	672	41.1
女性	935	57.2
無回答	29	1.8

問8 あなたの満年齢は。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
20～24歳	59	3.6
25～29歳	79	4.8
30～34歳	149	9.1
35～39歳	153	9.4
40～44歳	128	7.8
45～49歳	113	6.9
50～54歳	133	8.1
55～59歳	184	11.2
60～64歳	179	10.9
65～69歳	140	8.6
70～74歳	124	7.6
75歳以上	178	10.9
無回答	17	1.0

問9 あなたは、この6か月の間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスがありましたか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
まったくなかった	1,153	70.5
あまりなかった	251	15.3
たまにあった	149	9.1
よくあった	62	3.8
無回答	21	1.3

問10 あなたは、町内や地域のひとと話をしたり交流する機会がありますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
よくある	410	25.1
ときどきある	567	34.7
あまりない	389	23.8
まったくない	255	15.6
無回答	15	0.9

問11 あなたの心配ごとや悩みごとを相談できる人がいますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
はい(いる)	1,428	87.3
いいえ(いない)	180	11.0
無回答	28	1.7

問11 付問 はい(いる)と回答した人の内訳

(回答総数：1,428)

区分	回答数(人)	構成比(%)
家族にいる	523	36.6
家族以外にいる	186	13.0
どちらにもいる	681	47.7
無回答	38	2.7

問 12 「うつ病」は自殺に強く関連していると思いますか。
(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
とてもそう思う	409	25.0
そう思う	817	49.9
思わない	96	5.9
わからない	286	17.5
無回答	28	1.7

問 13 あなたの家族や友人のひとりが次のような状態になった場合を想定してお答えください。

「この2～3週間、食欲が無く眠れない日々が続き、体重が減ってきたようです。また、ふさぎ込むようになり、仕事に集中できなくなっていました。物事に対して興味がわかないようで、話しかけても返事に乏しく、悲観的な事を言っています。」

問 13 付問 1 その人の状態に最もあてはまるのは次のどれだと思いますか。(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
体の病気	137	8.4
心の病気	1,236	75.6
気のせい	38	2.3
わからない	138	8.4
無回答	87	5.3

問 13 付問 2 その人の状態は適切な治療で治ると思いますか。(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
治る	1,062	64.9
治らない	87	5.3
わからない	451	27.6
無回答	36	2.2

問 13 付問 3 あなたは、その人にどのように対応したらよいと思いますか。最も良い対応だと思うものを選んでください。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
様子を見る	153	9.4
本人を励ます	112	6.8
身近な人への相談を勧める	225	13.8
民生委員への相談を勧める	12	0.7
内科医等のかかりつけ医へ受診することを勧める	226	13.8
精神科の専門医へ受診することを勧める	424	25.9
保健師など公的な機関 区役所、精神保健福祉センターなどの窓口	73	4.5
その他	81	5.0
無回答	330	20.2

問 14 同居家族はあなたも含め何人ですか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
1人(自分だけ)	190	11.6
2人	520	31.8
3人	415	25.4
4人	302	18.5
5人	110	6.7
6人以上	72	4.4
無回答	27	1.7

問 15 あなたの同居家族の構成は次のどれですか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
一人暮らし	181	11.1
夫婦だけ	425	26.0
あなた(又はあなた夫婦)と親	163	10.0
あなた(又はあなた夫婦)と子	595	36.4
あなたを含めて三世代	141	8.6
その他	80	4.9
無回答	51	3.1

問 16 あなたは、もし「うつ病」だと思われる症状が2～3週間以上続いたら、病院を受診しますか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
かかりつけ医を受診する	541	33.1
精神科以外の病院や診療所を受診する	99	6.1
精神科を受診する	529	32.3
受診しない	409	25.0
無回答	58	3.5

問 16 付問 なぜ病院を受診しないのですか。

(複数回答可)

(回答総数：409)

区分	回答数(人)	構成比(%)
治療にお金がかかる	92	22.5
受診する時間がない	78	19.1
どこに受診したらよいかわからない	130	31.8
うつ病は治療しても治らないと思う	46	11.2
恥ずかしい病気なので、なるべく隠したい	26	6.4
うつ病は特別な人がかかる病気で、自分には関係ない	38	9.3
治療しなくても、ほとんどは自然に治る	106	25.9
その他	113	27.6
無回答	12	2.9

問 17 もっと精神科の受診をしやすくするには、どのようにしたらよいと思いますか。(複数回答可)

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
かかりつけ医から紹介してもらう	860	52.6
精神科の病院や専門クリニックについての周知	447	27.3
精神科疾患に対する偏見の除去や正しい知識の理解	639	39.1
家族や友人が同伴して受診する	445	27.2
公的な機関での医師による精神相談窓口の利用	383	23.4
その他	84	5.1
無回答	72	4.4

問 18 次の相談機関を知っていますか。

(回答総数：1,636)

区分	知っている		知らない		無回答	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
① 広島いのちの電話	523	32.0	975	59.6	138	8.4
② ひろしまチャイルドライン	486	29.7	985	60.2	165	10.1
③ ヤングテレホン広島(広島県警)	260	15.9	1,192	72.9	184	11.2
④ いじめ110番	1,035	63.3	465	28.4	136	8.3
⑤ 児童相談所	1,179	72.1	308	18.8	149	9.1
⑥ 労働基準監督署	1,057	64.6	427	26.1	152	9.3
⑦ 紙屋町法律相談センター(弁護士会)	483	29.5	984	60.1	169	10.3
⑧ 心配ごと相談所	351	21.5	1,112	68.0	173	10.6
⑨ 地域包括支援センター	398	24.3	1,067	65.2	171	10.5
⑩ 広島市精神保健福祉センター	283	17.3	1,170	71.5	183	11.2
⑪ こころの電話相談(広島県精神保健福祉協会)	283	17.3	1,165	71.2	188	11.5
⑫ 精神科救急情報センター	96	5.9	1,343	82.1	197	12.0

問 19 あなたはどのような仕事についておられますか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
農業、林業、水産業	29	1.8
商業、サービス業、工業	128	7.8
自由業(弁護士、開業医、芸術家など)	32	2.0
管理職(会社・団体の役員、課長以上の人など)	82	5.0
専門・技術職(対人サービスの多い職)	147	9.0
専門・技術職(その他の職)	61	3.7
事務職(会社・団体の一般事務など)	120	7.3
販売・サービス職(店員、理・美容師など)	79	4.8
技能・労務職(工員、建設作業、運転手、ガードマンなど)	103	6.3
パートタイマー、アルバイト(学生を除く)	153	9.4
専業主婦・主夫	331	20.2
学生	19	1.2
無職	246	15.0
無回答	106	6.5

問 20 あなたのふだん1週間の就業時間はどのくらいですか。ふだん残業や副業をしている場合は、それを含めた1週間の合計について記入してください。

(回答総数：934)

区分	回答数(人)	構成比(%)
20 時間未満	76	8.1
20～29 時間	115	12.3
30～39 時間	110	11.8
40～48 時間	271	29.0
49～59 時間	166	17.8
60～79 時間	111	11.9
80 時間以上	25	2.7
決まっていない	47	5.0
無回答	13	1.4

問 21 自殺予防の対策として、あなたが大切だと思うことや充実させてもらいたいことはどのようなものですか。

(回答総数：1,636)

区分	とても大切		大切		あまり大切でない		大切でない		無回答	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
① 学校での「いのちの教育」	1,162	71.0	361	22.1	26	1.6	14	0.9	73	4.5
② 職場や地域での「こころの相談」の充実	491	30.0	840	51.3	140	8.6	17	1.0	148	9.0
③ うつ病や自殺予防の専用電話相談の充実	476	29.1	826	50.5	147	9.0	20	1.2	167	10.2
④ うつ病や自殺予防の専用ホームページの開設	369	22.6	752	46.0	283	17.3	40	2.4	192	11.7
⑤ インターネットを利用した「こころの相談」	327	20.0	756	46.2	288	17.6	55	3.4	210	12.8
⑥ かかりつけ医師や診療所の目配り	536	32.8	806	49.3	142	8.7	20	1.2	132	8.1
⑦ もっと精神科の受診をしやすくする	732	44.7	649	39.7	89	5.4	21	1.3	145	8.9
⑧ 債務(借金返済)相談の充実	400	24.4	798	48.8	217	13.3	29	1.8	192	11.7
⑨ うつ病や自殺に関する市民への啓発活動	358	21.9	835	51.0	223	13.6	33	2.0	187	11.4
⑩ 教師、職場の上司等相談に応じる人への研修	538	32.9	709	43.3	197	12.0	30	1.8	162	9.9
⑪ 自殺未遂者への支援	422	25.8	798	48.8	186	11.4	34	2.1	196	12.0
⑫ 自殺者の親族等への支援	392	24.0	763	46.6	242	14.8	40	2.4	199	12.2
⑬ 高齢者の孤立を防ぐ対策	888	54.3	615	37.6	31	1.9	8	0.5	94	5.7
⑭ 孤立化しやすい人を地域で見守るネットワーク	547	33.4	782	47.8	132	8.1	20	1.2	155	9.5
⑮ マスコミと一緒にキャンペーンを行う	221	13.5	666	40.7	442	27.0	94	5.7	213	13.0
⑯ 家庭での「いのちの教育」	889	54.3	565	34.5	46	2.8	10	0.6	126	7.7

広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 本市においてうつ病・自殺対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

(連絡調整)

第2条 連絡調整会議においては、次に掲げる事項について、各委員が意見交換等を行うものとする。

- (1) うつ病・自殺対策に関する調査及び分析に関すること。
- (2) うつ病・自殺対策に関する関係・関連事業の実施状況に関すること。
- (3) うつ病・自殺対策の基本方針及び推進計画に関すること。
- (4) その他うつ病・自殺対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 連絡調整会議は、うつ病・自殺対策にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

2 前項の場合において、市長は、3年間継続して連絡調整会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き連絡調整会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡調整会議に会長及び副会長各1人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

2 会長は、連絡調整会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

(専門分野別会議)

第6条 市長は、連絡調整会議の出席を依頼している者のうちから専門分野ごとに出席者を選んで、専門分野別会議を開催することができる。

2 専門分野別会議に会長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

2 専門分野別会議の庶務は、専門分野別会議に関係の深い本市の関係課の中から、市長が指定するものにおいて処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議及び専門分野別会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の広島市うつ病・自殺対策推進協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第３条第２項の規定により市長から委員に依頼されている者は、改正後の広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱（以下「新要綱」という。）第３条第１項及び第２項の規定により連絡調整会議への出席を依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者に対して連絡調整会議への出席を継続して依頼する期間は、新要綱第３条第２項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第４条第１項の規定による委員として任期の残任期間と同一の期間とする。

広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議委員名簿

(平成26年9月1日現在：充て職により、就任予定の委員を含む)

(50音順)

氏名	所属・役職
板谷 美智子	広島県看護協会 会長
大西 啓一	広島労働局労働基準部健康安全課 課長
岡田 節	広島市精神保健福祉家族会連合会 副会長
岡本 泰昌	広島大学大学院医歯薬保健学研究院精神神経医科学 准教授
木ノ元 陽子	中国新聞社 文化部デスク
小出来 敬三	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課 課長補佐
塩山 二郎	広島県臨床心理士会 会長
島本 登夫	広島市社会福祉協議会 常務理事
田中 豊光	広島商工会議所 総務部長
谷川 攻一	広島大学大学院医歯薬保健学研究院救急医学 教授
豊田 秀三	広島産業保健総合支援センター 所長
樋口 啓子○	広島いのちの電話 理事・評議員・研修部長・スーパーバイザー
風呂橋 誠	広島弁護士会 弁護士
松岡 龍雄	広島市医師会 理事
森 修也	比治山大学短期大学部幼児教育科 教授
森田 隆彦	広島市民生委員児童委員協議会 理事
山崎 正数	広島県医師会 常任理事
山脇 成人◎	広島大学大学院医歯薬保健学研究院精神神経医科学 教授

注：氏名欄の◎は会長、○は副会長を示す。

広島市うつ病・自殺対策庁内関係者会議設置要領

(目的)

第1条 本市の庁内関係部局が連携し、及び情報交換を行い、関係諸施策の調査・研究を通じて、本市におけるうつ病・自殺対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺対策庁内関係者会議（以下「庁内関係者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内関係者会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うつ病・自殺対策に関する情報交換及び調査・分析に関すること。
- (2) うつ病・自殺対策に関する関係諸施策の評価に関すること。
- (3) うつ病・自殺対策の基本方針に関すること。
- (4) 広島市うつ病・自殺対策推進計画及びその推進に関すること。
- (5) その他うつ病・自殺対策の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 庁内関係者会議は、座長、副座長及び会員をもって組織する。

- 2 座長は、健康福祉局障害福祉部長をもって充てる。
- 3 座長は、庁内関係者会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。
- 6 会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 座長は、必要に応じて庁内関係者会議を招集する。

- 2 庁内関係者会議は、必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 庁内関係者会議に、調査研究させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第6条 庁内関係者会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内関係者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	職 名
会員	企画総務局市民相談センター所長 企画総務局企画調整部政策企画課長 企画総務局人事部人事課長 企画総務局人事部福利課職員健康管理担当課長 企画総務局人事部研修センター所長 市民局生涯学習課長 市民局市民安全推進課長 市民局消費生活センター所長 市民局人権啓発部男女共同参画課長 健康福祉局健康福祉企画課長 健康福祉局地域福祉課長 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課予防担当課長 健康福祉局高齢福祉部介護保険課長 健康福祉局障害福祉部障害福祉課長 健康福祉局精神保健福祉センター相談課長 健康福祉局原爆被害対策部援護課長 健康福祉局保健部保健医療課長 健康福祉局保健部保健医療課保健指導担当課長 こども未来局こども・家庭支援課長 こども未来局児童相談所長 経済観光局雇用推進課長 中区市民部区政調整課長 消防局警防部救急担当部長 教育委員会青少年育成部育成課長 教育委員会学校教育部健康教育課長 教育委員会学校教育部生徒指導課長 教育委員会教育センター次長